

説明会内容

-
- 名 称 藤沢都市計画公園の変更（素案）に係る説明会（2・2・45号蛙池公園、2・2・77号大門公園）
 - 日 時 2021年1月22日（金） 19:00～19:35
 - 場 所 藤沢市役所分庁舎 3-1 会議室
 - 参加者 4名
 - 事務局 藤沢市 計画建築部 都市計画課
都市整備部 公園課

■趣 旨

標記の都市計画変更手続きとして、地元向けの都市計画説明会を開催したもの。

■主な内容

（アルファベット：参加者 都：都市計画課）

1. 開会
記録のため録音、写真撮影することを告げ、了承を得る。
2. 挨拶
3. 説明（藤沢都市計画公園の変更（素案）について）
説明の後、一括して質疑を行う。
4. 質疑・応答
 - A 大門公園に関して、最初の面積より縮小するが問題ないのか。
当初計画区域内に、樹林地が含まれているが防災上残したほうがよいのではないか。樹林地側の半分は計画を残し緑地として指定して残しておくことはできないのか。
都 面積の縮小することに関して、都市計画決定後に都市公園法に基づく都市公園が周辺に設置されたことで計画面積の縮小分を補っていると考えている。
樹林地の箇所の計画を残すことに関して、見直しを行った経緯として、長期的な建築制限が課題になっていることである。また、都市計画法による建築制限は構造等に制限がかかることであり、建築できなくなるわけではない。そのため、計画を残したとしても樹林地が残るわけではない。しかし、この計画区域内の樹林地は、所有者の方々のご理解とご協力のもと緑部局により条例に基づき保存樹林として指定されている。計画変更をすることで、保存樹林の指定が外れるわけではないので、貴重な意見として緑部局に伝える。

5. 閉会

以 上